

カード式テレビ等仕様書

【概要】

この仕様書は、埼玉県立小児医療センター（以下「甲」という。）における患者サービス事業（カード式テレビ等の設置及び運営事業）について、カード式テレビ等の設置及び運営業務を行う者（以下「乙」という。）を選定するにあたっての条件を示したものです。

【カード式テレビ等の設置及び運営に当たっての基本条件】

1. 事業内容

乙は、病室等に設置するカード式テレビ、ブルーレイ再生機等の物品やカードの維持管理並びにカード売上代金の徴収、精算事務等、患者等のためのカード式テレビ等の運営の全般を実施する。

設置及び運営にあたり、甲は乙に対し、その備品等の設置箇所を貸付けるものとする。

2. 建物等の概要

ア 名称	埼玉県立小児医療センター
イ 所在地	埼玉県さいたま市中央区新都心1-2
ウ 病床数	316床
エ 平均病床利用率	83.2%（令和4年度実績）
オ 平均在院日数	12.0日（令和4年度実績）
カ カードの平均売上月額	366,143円
	（令和4年度実績）
	1枚1,000円 1枚当たり1,000分の視聴時間での月平均売上月額

3. 貸付か所及び貸付面積

ア カード販売機及びカード精算機（以下「カード販売機等」という。）は、病棟各階の甲の指定するか所。床頭台に搭載されたカード式テレビ、ブルーレイ再生機（以下「カード式テレビ等」という。）は、病室のほか甲の指定するか所とする。

イ 貸付面積は、設置する床頭台、カード販売機等の床面積を合計した面積とする。

ウ それぞれの大きさは、以下のとおりとする。

床頭台	（1台 D500mm×W490mm×H1800mm 以下）
カード販売機等	（各 D600mm×W600mm×H1300mm 以下）

令和4年度例（参考）

50.4㎡≒51㎡（固定資産管理規程により小数点以下切上げ）

床頭台 0.245㎡×204台+カード販売機 0.08㎡×4台+カード精算機 0.10㎡×1台

4. 利用可能設備

ア カード販売機等の設置個所にコンセント1か所

イ カード式テレビ等の周り（病室等）にアンテナ端子1か所以上、コンセント1か所以上。電気設備等の開設が必要な場合は甲の承諾を得て乙の負担により実施すること。

5. 貸付期間

令和5年12月1日から令和10年11月30日まで。

6. 貸付料

カード式テレビ等に使用するカードの売上額から払い戻し（精算）した額を除いた額に対して、提案する納付率を乗じた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

7. 管理費（火災保険料、電気使用料金）

ア 火災保険料

建物全体の保険料に、床頭台、カード販売機等の床面積を合計した床面面積が建物全体の面積に占める割合を乗じた金額とする。

イ 電気使用料

① カード販売機等は、待機電力に前年度の本館の電気料金単価及び稼働時間（1年365日とする）を乗じた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

② カード式テレビ等、カードタイマーは、定格電力に当該月の電気料金単価及び稼働時間（カードタイマー設定時間）を乗じた額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

8. 報告

乙は、甲に対し毎月カード販売枚数、販売額、払い戻し（精算）枚数、払い戻し（精算）額を、履行した月の翌月5日（当該日が外来休診日の場合はその翌日）までに報告するものとする。

9. 支払い方法

乙は6.及び7イ②の額を毎月。その他の額を年1回毎年度当初に甲の指定する方法により甲の指定する期限までに支払うものとする。

10. 事業を行う者の費用負担

ア 当該カード式テレビ等に係る機器等の設置、保守及び原状回復に係る経費

イ NHK受信契約に係る経費

- ウ 当該カード式テレビ等の破損・故障に係る一切の経費
- エ 当該カード式テレビ等の消耗品の補充費用
- オ 当該カード式テレビ等の清掃・故障対応のための人員確保に係る経費
- カ 本物品の使用する電気は甲が負担する。
- キ その他設置及び運営に係る経費

1 1. 保守管理等

- ア 当該カード式テレビ等の故障等発生時は、関連機器のメンテナンス及び苦情等に対し迅速に対応すること。
- イ 保守等において患者さんと接する場合は、絶えず親切丁寧な接遇に努めること。
- ウ 故障時の緊急対応として、常に物品の予備を用意しておくこと。
- エ カードの補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びにカード販売機等の内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を行うこと。
- オ カード式テレビ等のメンテナンスは年1回以上現地を巡回して行うこと。
- カ カード式テレビ等のメンテナンス、清掃巡回など必要と思われるものの状況を常に記録し、報告を求められた場合に回答出来るようにしておくこと。
- キ 物品の使用等についての説明や説明書の配布を行うこと。
- ク すべての業務及び物品等の構造において患者等の安全に十分注意すること。
- ケ 搬入及び搬出時は、施設に損傷の無いよう注意し、必要な場合は掲示も行うこと。
- コ カード販売機等は、固定するなど防犯対策をすること。
- サ カード販売機等は、使用に支障の無いよう精算金、カードの補充を行うこと。
- シ カード精算機は、甲で販売するカード以外は、精算できないようにすること。
- ス カード販売機等の盗難防止装置等の作動に対応する鍵の予備を預けること。
- セ 販売したカードに支障がある場合、又は物品のテストを行う場合の予備カードを預けること。
- ソ 売上金の回収については、販売機収納能力等により必要な場合は、随時回収を行う。売上金の回収後は直ちに報告書を提出するものとする。
- タ カード販売機等は、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- チ 上記全ての運営維持管理に係る費用は設置者側の負担とする。

1 2. 現状回復義務

- 貸付期間が満了したときは、乙は速かに現状回復を行うこと。

1 3. 賠償義務

- 乙は、この契約に定める義務を履行しないために、甲に損害を与えた場合は、速やかに賠償すること。

【機器等仕様】

1. 共通仕様

- ア カード式テレビ等は国内メーカー製とする。
- イ カード式テレビ等はワイヤレスリモコンを付属していること。
- ウ ワイヤレスリモコンは小学生以下でも使いやすい単純簡潔なものが望ましい。
- エ ワイヤレスリモコンは他の機器に影響を及ぼさないこと。
- オ テレビ視聴料、ブルーレイ視聴料は（プリペード）カードで支払うものとし、他に一切の料金等がかかることがないものとする。
- カ 市販のイヤホンが使えること。
- キ 2 のテレビ、3 のブルーレイ再生機はそれぞれ互換性があり、接続してみられること。
- ク カード式テレビ等の操作説明書は、付属とは別に絵や写真を使った簡単な操作説明書を作成すること。（文字の大きさ 12 ポイント以上で A4 サイズ片面 1 枚）なお、漢字には「ふりがな」を付すこと。
- ケ カード式テレビ等の合計定格電力は概ね 50W 以下（カード読取機を含む）とする。
- コ デザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

2. テレビ

- ア 19 型以上の液晶テレビであること。
- イ 地上デジタル放送と B S 放送を受信出来ること。
- ウ NHK との受信契約及び受信料については、乙の負担とする。
- エ スピーカー音声とイヤホン専用音声の切替が容易に出来ること。
- オ スピーカー音声とイヤホン音声の大きさを個別に調整出来ること。
- カ テレビの液晶画面は視野角の広い、VA 方式または IPS 方式のパネルを使用していること。
- キ テレビは落下や盗難などが無いように床頭台に取付固定すること。
- ク 床頭台への取付については、利用者がテレビを見やすいテレビアームによる取付（参考型式：PS-5FM3-LG）とすること。
- ケ 受信チャンネルごとに有料、無料の設定が出来ること。
- コ 有料個室ごとに有料、無料の設定が出来ること。

3. ブルーレイ再生機

- ア 市販のブルーレイディスクが再生出来ること。
- イ レンズクリーナー（2 台）及びディスク自動修復器（1 台）を甲に無償貸与すること。

4. 床頭台

- ア 利用する患者さんや院内のスタッフの安全を考慮したものとする。
- イ 上から蛇腹式収納、カードタイマー、ブルーレイ再生機、テレビ、引出し収納 1 杯、芯出しテーブル、引出し収納 1 杯、シューズ収納を配置すること。また、シューズ

収納にはシューズトレイを用意すること。

- ウ 床頭台の大きさは、W490mm×D500mm、高さはH1800mm以下とする。
- エ 耐久性があり、堅固なもので清潔感の保持出来るもの。
- オ 揮発性有機化合物（VOC）（特にホルムアルデヒド）について十分な対応が施されていること。
- カ 台下部にホコリなどが溜まりにくい構造であること。
- キ 床頭台正面より見て左側の側面にタオル掛けを配置し、タオル掛けは埋め込みタイプを使用すること。
- ク 床頭台正面より見て右側の側面に収納型フックを取り付けること。
- ケ 床頭台側面には床面より 500mmから 800mmの高さに磁石を貼れるよう、鉄板を取り付けること。
- コ 引出し、芯出しテーブル、靴収納のレールは引出しの奥まで物が取り出しやすいよう、2段式のレールを使用すること。
- サ 天袋収納の高さ 280～300mm程度とする。
- シ 液晶テレビ取り付けの開口部は高さ 350mm程度とする。ただし、テレビの角度等を調整する際に指を挟みこまないよう上下に 20mm程度の間隔は確保すること。
- ス 芯出しテーブルの下の引出しは病院で使用しているオムツが袋のまま入れられること。奥行き 400mm以上、高さ 210～220mm程度。
- セ 床頭台のキャスターは一括ロック式とすること。
- ソ 一括ロックキャスターの操作は床頭台正面より右側に操作部を設置し片手で操作出来ること。
常時ロックを基本とし、移動時に片手でロックを解除できるものとする。また、長い移動の際には操作部を離してもロック解除を維持できる機能を有すること。
キャスターロックと解除が見て分かるように、日本語でロック、解除の表示があること。
メンテナンス性を考慮し、操作部とキャスター部をつなぐ接続箇所はワイヤーではなくスチールバーを採用していること。
- タ 床頭台の色は、全体：S K824G、蛇腹部分：S K662G、芯出しテーブルの前面：PW605Fを基本とし、落ち着いた色合いのものとする。
- チ 無料で使用出来ること。

5. カード販売機

- ア カードは、磁気カード式等で単価は1枚 1000円で販売すること。
- イ 床への据え置き型で、防犯上必要な措置をとることが可能であること。
- ウ 盗難防止用の鍵を設ける場合は解除のための予備の鍵を甲に 2本保管出来るようにすること。
- エ 大きさは、W6000mm×D600mm、高さはH1300mm以下とする。
- オ 販売枚数に応じたストック枚数が確保出来るもの。
- カ 車椅子での利用が可能のように低床型とし、転倒防止に配慮すると共に防犯対策上必要な対策を講じること。

6. カード精算機

- ア 精算は10円単位とし、未使用なカードでも払い戻しが出来ることが望ましい。
- イ 精算手数料は徴収しないこと。
- ウ 床への据え置き型で、防犯上必要な措置をとることが可能であること。
- エ 盗難防止用の鍵を設ける場合は解除のための予備の鍵を甲に2本保管出来るようにすること。
- オ 大きさは、W600mm×D600mm、高さはH1300mm以下とする。
- カ 回収枚数に応じたストック枚数が確保出来るもの。
- キ 車椅子での利用が可能のように低床型とし、転倒防止に配慮すると共に防犯対策上必要な対策を講じること。

7. カードタイマー

- ア テレビ、ブルーレイ再生機には、カードタイマーを設置することとし、テレビ、ブルーレイ再生機で1台のカードタイマーとする。
- イ 残度数又は残時間が表示出来ること。
- ウ カードの度数は規定の秒数を見た後に度数が引き落とされる、事後引き落としとする。
- エ テレビカードの2枚挿入防止の為、テレビカード挿入口にシャッターがあること。

8. その他

- ア 設置物件の数量は、利用希望者の増加や故障等に対応出来るよう、予備品を準備すること。
- イ 備品の細部の仕様については、甲乙協議して決定すること。

9. 導入（予定）台数

階数	病棟等	台数
9階	9A病棟	28台
	9B病棟	28台
10階	10A病棟	28台
	10B病棟	28台
11階	11A病棟	28台
	11B病棟	28台
12階	12A病棟	36台
小計		204台
予備		5台
合計		209台